

2024年10月29日

各位

会社名 株式会社ウェルディッシュ
代表者名 代表取締役社長 小松周平
(コード番号 2901 東証スタンダード)
問合せ先 経理総務部(電話 03-6277-2308)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2024年10月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。特に前連結会計年度まで11期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上している当社においては、その黒字化は喫緊の重要な課題と考えていることから、その黒字化を本新株予約権の行使条件としております。なお、本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されており、退任・辞任による権利喪失のための放棄を除き、付与者の意向では放棄ができないこととなっております。

本新株予約権の付与対象者が株価下落時には一定の責任を負わせることにより、役員及び従業員一丸となって既存株主の皆様と株価変動リスクを共有することで、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。本新株予約権の付与は、取締役6名に対して8,500個（小松周平氏7,500個、小西一幸氏200個、伊藤正喜氏200個、古島守氏200個、安井浩倫氏200個、山田長正氏200個）、従業員1名200個（石垣裕義氏200個）を対象としております。親会社株主に帰属する当期純損失からの脱却が重要な課題として行使条件に設定しておりますが、付与内容については、それだけでなく、今後の当社の業績拡大及び企業価値の増大を担う重責や能力から設定を行っており、その内容は十分に妥当なものであると考

えております。小松周平氏は、当社の代表取締役であります。同氏は旧経営陣から経営を引継ぐにあたり、当社の状況に対して強い危機感を持ち、本年6月27日の定時株主総会において就任後、当社グループの経営体制の改善や今後の事業展開について、抜本的かつ大幅な構造改革を急速かつ強力で進めております。今後の当社グループのさらなる財務・損益構造の改善への尽力と、強い自信を示しており、当社グループとしては、それら重要なミッションに対して陣頭指揮をとっていただくことを目的に、小松周平氏に特に多く割当を行うこととしております。当社は、付与個数や付与金額について、小松周平氏が行使のために必要な十分な資産を保有していることを確認しております。

なお、株価条件の発動水準を行使価額の30%に設定した理由と致しましては、当社の過去の株価推移を考慮の上、行使義務により責任を取るべき適切な水準は、現時点の30%程度であると判断したためです。30%程度という率は、当社の株価は2024年7月以降に急騰をしていることから、急騰前の2024年6月28日の終値(186円)程度をひとつの参考として、現行の株価水準に勘案して決定いたしました。なお行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2024年10月29日まで当社普通株式の普通取引終値の30営業日の平均値に1.25を乗じた金額である金629円といたしました。これは発行決議日の直前取引日の終値に対し8.84%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。)となっております。

行使価額は、決議日前日の取引終値株価を採用するのが通例とされていますが、当社の株価は7月以降急騰をしており、今回においては、決議日前日終値株価を採用することは、合理性を欠くと考え、過去平均値を採用すべきと判断しております。当社の過去平均株価は過去30日間で502円、60日間で389円、90日間で324円となっております。行使価額は決議日前日の終値株価690円に対して8.84%のディスカウント、60日間平均の場合は61.69%のプレミアム、90日間平均の場合は94.14%のプレミアムとなります。本ストック・オプションの検討を開始して以降も株価の上昇が大きく、設定までに時間を要することから期間平均を採ったディスカウントをすることが合理的であると判断しました。

決議日前日の終値株価に対してはディスカウントとなりますが、役員に対するストック・オプションの付与が、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと考え、当社の既存株主の利益にも貢献できるものと判断しております。これらを受けて、検討を開始した時期を踏まえると過去30営業日の平均値に対して一定の率を付すことが、現状の株価に対して一定程度合理的と考えられる水準に設定できるものと判断しております。

以上より、本新株予約権の発行は当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、本新株予約権の全てについて割当てが行われ行使された場合、2024年10月29日現在における当社発行済株式総数である17,557,400株(議決権数175,541個)に対する希薄化率は4.96%(議決権ベースで4.96%)であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

8,700 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 870,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出された価額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である 2024 年 10 月 28 日まで当社普通株式の普通取引終値の 30 営業日の平均値に 1.25 を乗じた金額である金 629 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき新株の発行または自己株式

の処分を行う場合（時価を下回る価額での発行、本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{\text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年4月1日から2029年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得は、できないものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権は、本新株予約権を行使する日の属する事業年度の前事業年度の連結決算の損益計算書において税引前当期純利益を計上した場合に限り行使することができる。
- ⑥ 当社および当社子会社の役職すべてから退職・辞任等をした場合には、すべての権利を喪失する。

4. 新株予約権の割当日

2024年11月11日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割

計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年11月13日

9. 申込期日

2024年11月10日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	6名	8,500個
当社従業員	1名	200個

以上